

組合員資格得喪通知書のご記入方法（住所変更）

公共機関（法務局、市町村役場、農業委員会）及び農協などへの手続きだけでは、土地改良区の組合員台帳や土地台帳は変更されません。下記の理由により組合員資格に得喪があった場合は速やかに届出下さい。（土地改良法第四十三条により本人から土地改良区への通知義務）

- ①組合員が死亡又は生前贈与、経営交代、譲渡等で名義を変更する場合
 - ②住所の変更をされた場合
 - ③農業者年金の受給に伴い経営移譲する場合
 - ④農地の全部または一部の移動（売買、賃貸借の設定・解約、交換）があった場合
- ④の場合は、農業委員会発行の「許可申請書」の写し1通を添付してください。
 なお、年度内の賦課金は元の資格者に請求され、次年度から新資格者に請求されます。

理事長	事務局長	総務課	財務課	管理課	関係簿冊	
					関係簿冊	組合員名簿
					土地台帳	賦課簿

組合員資格得喪通知書

令和 年 月 日

最上川中流土地改良区理事長 殿

下記により組合員資格が得喪したから、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。尚、これに伴う最上川中流土地改良区事業による一切の権利義務を資格取得者が継承します。

現資格者欄に、
元の住所、氏名を
ご記入の上、
押印ください。

現資格者	組合員番号	〒 990 - 2476	
	住所	山形市飯沢62の2	
	氏名	最上 太郎	印

新資格者欄に
新しい住所、氏名
ふりがな
生年月日
電話番号
メールアドレスを
記入し押印ください。

新資格者	組合員番号	〒 990 - 2473	
	住所	山形市松栄1丁目7-48	
	ふりがな	もがみ たろう	
	氏名	最上 太郎	性別 (男・女) 印
	生年月日	T (S) H 30年 01月 01日	
	電話番号	023 - 645 - 1210	携帯番号 090 - 0000 - 0000
	メールアドレス	yamagata @ mogami-churyu.or.jp	

届け出る原因(住所変更)に○をつけ、
その時期をご記入

1. 資格得喪の対象たる土地

市町村	大字	字	地番	地目		地積	備考
				台帳	現況		

2. 資格得喪の対象の原因及びその時期（下記いずれかに○をつけてください。）

- (1) 原因 相続・売買・経営移譲・**住所変更**・賃貸借（契約・解約）
 その他（ ）
- (2) 時期 令和 ○年 ○月 ○日

選挙区		
1	2	3

農地法第3条（農地の売買と小作権の設定）及び、農地法第18条（小作権の解消）に関する届出は、農業委員会発行の許可書の写し1通を添付してください。

〒990-2476 山形市飯沢62-2
 最上川中流土地改良区 財務課 賦課徴収係
 TEL : 023-645-1210 / FAX : 023-645-2613